

## 【女性活躍対策推進法に基づく一般事業主行動計画】

目標 1 : 管理職に占める女性労働者の割合を労働者の男女比率をほぼ同等の  
80%にする

<公表 (令和 5 年 3 月 31 日現在) > 63.2%

目標 2 : 年間残業時間数を現在の 95%以下にする

<公表 (令和 5 年 3 月 31 日現在) > 94.3%

### 男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	83.8%
正規職員	102.3%
嘱託職員	71.6%
臨時職員	102.9%

(対象期間) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日。

(賃金) 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当は除く。

#### 【差異についての補足説明】

嘱託職員：男性の嘱託職員は、定年退職後施設長等に再雇用されている職員のみである一方、施設長等の管理職ではない一般の嘱託職員においては、女性の応募のみであるため、女性の平均賃金が低くなっている。

## 【次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画】

目標 : 年次有給休暇を取得しやすい環境を整え、取得率 60%を上回るようにする

<公表（令和 4 年度における数値）>

71.5%